



訪問看護医療DX活用加算の算定を開始します

<制度に関して>

2024年6月からの診療報酬改定により、Kukuru訪問看護ステーションムームーは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第3条第13項の規定によるオンライン資格確認により、利用者の診療情報等を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療DX情報活用家産として定められた額を所定額に加算します。

これに関する施設基準は以下の通りです。

<施設基準>

1. 訪問看護診療費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚労省令第5号）第1条に規定する訪問看護診療費のオンライン請求をおこなっていること。
（2024年7月審査分より）
2. 健康保険法第3条第13項に規定するマイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 以上の掲示事項について原則としてウェブサイト（当サイト）に掲載していること。

Kukuru訪問看護ステーションムームー